

総行選第73号

令和8年7月31日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

第221回国会において成立をみた日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和8年法律第73号をもって、本日公布されました。

今回の日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）の改正は、令和元年及び令和4年に行われた、投票環境整備に関する3項目（開票立会人の選任に係る規定の整備、投票立会人の選任要件の緩和及びFM放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加）についての公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正と同様の改正を行うものです。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号）等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 開票立会人の選任に係る規定の整備

開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の開票立会人の選任に係る規定を整備すること。（新法第76条関係）

- 1 政党等は、開票立会人を、開票区の投票人名簿に登録された者に限らず、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から届け出ることができるものとする。
- 2 都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前2日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から3人以上10人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとする。

第2 投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を、投票区の投票人名簿に登録された者に限らず、国民投票の投票権を有する者の中から選任することができるものとする。（新法第49条関係）

第3 FM放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加

現行のAM放送（中波放送）の放送設備に加えて、FM放送（超短波放送）の放送設備によっても憲法改正案の広報のための放送をすることができるものとする。（新法第106条第1項関係）

第4 施行期日等

- 1 公布の日から起算して3月を経過した日（令和8年10月31日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- 2 新法の規定（新法第106条第1項の規定を除く。）は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後に投票人名簿の登録基準日がある国民投票について適用し、施行日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第2条第1項関係）

- 3 新法第 106 条第 1 項の規定は、施行日以後に憲法改正発議日がある国民投票について適用し、施行日前に憲法改正発議日がある国民投票については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第 2 条第 2 項関係）
- 4 その他所要の規定の整備がされたこと。

以上